

広島県告示第五百一号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成三十一年法律第十七号）第七条第一項の規定によって、令和二年三月三十一日に特定農業用ため池を次のとおり指定した。

令和二年四月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	特定農業用ため池の名称
広島県安芸郡海田町	蟻ヶ原池（別表一のとおり）
広島県安芸郡熊野町	奥迫池外六十九箇所（別表二のとおり）
広島県安芸郡坂町	梶池外二箇所（別表三のとおり）
広島県安芸高田市	山陽池外四十八箇所（別表四のとおり）
広島県江田島市	迫田大池外一箇所（別表五のとおり）
広島県呉市	太田の池二号外十二箇所（別表六のとおり）
広島県庄原市	国兼池外八箇所（別表七のとおり）
広島県神石高原町	仙養ダム外二十四箇所（別表八のとおり）
広島県世羅郡世羅町	大池外七箇所（別表九のとおり）
広島県竹原市	坂ノ谷大池外六箇所（別表十のとおり）
広島県東広島市	大久保池（大久保ダム）外八十六箇所（別表十一のとおり）
広島県広島市	入の谷外七箇所（別表十二のとおり）
広島県福山市	古屋ヶ谷池外三百十箇所（別表十三のとおり）
広島県府中市	大亀岩池外五十一箇所（別表十四のとおり）
広島県三原市	神田大池外二十二箇所（別表十五のとおり）
広島県三次市	成光外十八箇所（別表十六のとおり）
広島県山県郡安芸太田町	トチリ外一箇所（別表十七のとおり）
広島県山県郡北広島町	佛迫池外三十五箇所（別表十八のとおり）

別表一から別表十八までは、添付を省略し、広島県ホームページに掲載するとともに、広

島県農林水産局農業基盤課に備え置いて縦覧に供する。